

規制改革推進に関する第4次答申（「総合取引所の実現」部分抜粋）

【平成30年度措置】

《実施事項》

- a. TOCOM において上場されている一部の商品デリバティブについて、JPX 傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において株価指数等の証券デリバティブとワンストップで取引できるようになることを期待する。そのために、金融庁、経済産業省等において、両取引所における協議が円滑に進むよう、関係者との協議を行う。
- b. 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないよう、具体的かつ明確な運用基準を策定することとし、経済産業省等において、今年度末を目途に結論を得る。
- c. 総合取引所をおおむね 2020 年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、両取引所において協議が円滑に進むよう、今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。
 - ・ 世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置付け
 - ・ 信用力の強化
 - ・ 新規参入者の増加による流動性向上の確実性
 - ・ プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計
- d. 現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、どちらかを優先することなく、総合取引所の実現と同時並行的に進める。